

# 東備西播定住自立圏形成推進協議会インフルエンサーを活用した圏域観光プロモーション業務仕様書

## 1 業務名

東備西播定住自立圏形成推進協議会インフルエンサーを活用した圏域観光プロモーション業務

(定住自立圏構成市町：赤穂市、備前市、上郡町)

## 2 目的

兵庫県・岡山県を中心に「おでかけ」「観光」「グルメ」の情報発信を得意とし、若手世代のファミリー層及びカップル層へのアプローチが得意なインフルエンサーを招聘し、圏域内の、独自の感性を活かして発見した圏域市町の魅力を広くSNS上で配信することにより圏域への興味・関心を高め、認知度を向上させるとともに観光誘客につなげる。

## 3 業務範囲

本仕様書は、東備西播定住自立圏形成推進協議会観光部会（以下「委託者」という。）が発注する委託業務を受注したもの（以下「受注者」という。）が遵守すべき主要な事項を記載したもので、契約書に定めるもののほか、本仕様書に基づき業務を行うこととする。

## 4 業務期間

契約締結日から令和9年2月28日

## 5 業務内容

### (1) インフルエンサーの選定

情報発信力、影響力があり、次項の条件を満たす旅行・レジャー系インフルエンサーを招聘すること。

ア インスタグラマーやユーチューバーとしてSNS上に旅行や観光情報を配信し、フォロワー数又は登録者数が3万人以上であること。

イ 20代から40代のファミリー、カップル層のフォロワーを多く持ち、情報発信力があること。

### (2) 観光体験等の実施

(1) で招聘したインフルエンサーに圏域市町の観光スポットを巡る体験をしてもらうこと。また、招聘したインフルエンサー自身がリサーチ

し、ターゲットの興味関心を引くことができると想定したスポットを訪れることも差し支えない。

### (3) SNS上への配信

(1) で招聘したインフルエンサーが(2)で行った観光体験等をもとに、圏域内を訪れることを促すような情報をSNS上に効果的に配信すること。

なお、効果的な配信方法、配信回数等について提案すること。

### (4) その他

圏域各市町を最低1回ずつ巡ることとし、契約期間中に最低4回は配信すること。提案上限額の範囲内であればそれ以上の配信は妨げない。

予算の範囲内において効果的な情報発信につながる独自の企画がある場合は提案すること。

## 6 業務完了報告

受注者は、業務完了後速やかに次に掲げる内容を記載した業務完了報告書を作成し、紙媒体(1部)及び電子データで提出すること。

### (1) 発信情報(配信内容等)

### (2) 定量的な効果等がわかるデータを用いた効果検証の結果報告(配信数と配信に対するユーザーの反応の総数や割合など)

### (3) インフルエンサーの配信について、リーチ(配信を閲覧したユーザー数)やエンゲージメント、獲得したファン数などの数値、コメントを評価・分析した結果報告

### (4) その他業務実施に当たり制作した成果品

## 7 委託料の支払い

委託者は、受注者から業務完了報告があったときは、すみやかに業務内容の検査を行い、業務の完了を確認する。また、委託料は、支払請求を受けた日から30日以内に支払う。

## 8 著作権

### (1) 成果品の帰属

本業務による成果品の著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)は、委託者に帰属する。

### (2) 著作権等

ア 委託者は、本業務の成果品を自ら使用するために必要な範囲におい

て無期限で随時利用できるものとする。また、関係機関への提供など二次的な利用も可能とする。

イ 受注者は、成果品について、委託者及び委託者が指名する第三者に対して、著作権人格権を行使しないものとする。

## 9 個人情報等の保護

### (1) 機密の保持

受注者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい滅失及び毀損の防止その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

### (2) 個人情報の保護

受注者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）を遵守しなければならない。

## 10 その他

(1) 本仕様書に定めのない事項又は仕様書の内容について生じた疑義については、双方協議の上、解決するものとする。

(2) 企画提案への応募に係る諸経費は採否にかかわらず応募者側の負担とする。

(3) 委託業務の実施のために負担する受注者の一切の経費は、委託料に含めることとする。

(4) 委託業務の実施にあたっては、委託者及び各関係機関等との連絡調整を十分に図ること。

(5) 受注者は事業を履行するにあたり、第三者に損害を与えたときは、その損害の賠償を行うものとする。

(6) 不測の事態が発生した場合においては、速やかに委託者に報告すること。

(7) その他、本契約の範囲内において、この仕様書に記載のない事項については関係者において協議し、決定する。